懲 戒 に 関 す る 規 定

岩手県立宮古水産高等学校
制　定　平成24年 3月30日

1　目的

学校教育法第１１条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定めている。

本規定は、法及び学則第２８条に基づき、生徒に対する懲戒について、必要な事項を定めるものとする。

2　懲戒の種類等

懲戒の種類は、次のとおりとする。

退学処分		重大な犯罪を起こした生徒及び非行や問題行動を繰り返し、反省がみられない生徒等に対して、強制的に退学を命ずるもの。
停学処分		非行や問題行動を繰り返す生徒等に対して、強制的に一定期間出席を停止し学校の施設を使用させないこと。
訓告処分		重大な非行や問題行動を起こした生徒等に対して、厳重な注意を与え、反省を促すこと。
謹慎		非行や問題行動を起こした生徒等に対して、保護者の理解を得て、授業への出席を自粛させ反省に専念させること。
	家庭謹慎	家庭において謹慎すること。
	登校謹慎	登校の上、校内で謹慎すること。
説　　諭		非行や問題行動を起こした生徒等に対して、口頭で注意を与え、反省を促すこと。

3　懲戒の決定

懲戒は、非行･問題行動の内容、心身の状況、過去の指導歴等を考慮し、生徒指導課の協議職員会議を経て校長が決定する。

4　懲戒の実施

懲戒のうち、退学、停学、訓告の処分及び謹慎の申し渡しは校長が行い、説諭は校長、副校長、教諭が行う。

5　停学の期間

停学の期間は、非行・問題行動の内容、生徒の反省状況等を考慮して定めるものとする。

6　謹慎の解除

謹慎に付された者に改悛の情が顕著と認められたときは、これを解除するものとする。

7　処分の通知

校長は、退学、停学及び訓告の処分を行うに当たっては、処分される者に対して処分通知書を交付するものとする。

8　公簿への記録

退学、停学及び訓告の処分は指導要録に記載するものとする。

付則　この規定は、平成25年4月1日から施行する
この規定は、平成29年3月30日に一部改訂
この規定は、平成29年4月1日から施行する

処 分 ・ 標 準 指 導

岩手県立宮古水産高等学校

問題行動を起こした生徒に対して、次の基準に従って指導するものとする。

1　**問題行動が初回・単独の場合**

問題行動の内容	退学	停学	訓告	謹慎	説諭	備　　考
殺人・放火・強制性交等	○					重大（凶悪）な犯罪行為
その他の重大な犯罪行為	○	○				上記以外の重大（凶悪）な犯罪行為
いじめ・暴力・傷害・金銭強要・ 対教師暴力・わいせつ行為・性非行	○	○	○	○	○	内容に応じて、処分・指導を決定する
窃盗・万引・占有離脱物横領・威圧		○	○	○		
その他の犯罪行為		○	○	○	○	
飲酒・喫煙			○	○		
深夜徘徊・その他の不良行為			○	○	○	
無免許運転		○	○	○		
交通事故（加害）	○	○	○	○	○	
その他の交通違反	○	○	○	○	○	
考査等の不正行為及びそれと見なされる行為				○	○	
授業妨害・暴言・器物破損			○	○	○	
ｱﾙﾊﾞｲﾄ規程違反				○	○	
無断免許取得				○	○	
服装規定違反				○	○	
携帯端末使用規定違反				○	○	
その他本校の規則に違反する行為				○	○	
その他本校生徒としてふさわしくない行為				○	○	

2　問題行動が複数に及ぶ場合や過去に指導歴がある者が再び問題行動を起こした場合は、
1の指導内容より厳しい指導をするものとする。

3　その程度によっては、1に於いても、より厳しい処分・指導が課せられる。

付則　この規定は、平成25年4月1日から施行する
この規定は、平成29年3月31日に一部改訂
この規定は、平成29年4月1日から施行する
この規定は、平成31年4月1日から一部改正